

川崎ブレイブサンダース ファンクラブ会員規約

【会員規約】

第 1 条

この規約は、株式会社 DeNA 川崎ブレイブサンダース（以下「当社」といいます。）が運営する「川崎ブレイブサンダースファンクラブ」（以下「本クラブ」といいます）に関して適用されるものとします。

【本規約の内容及びサービスの変更】

第 2 条

当社は、この規約及び本クラブのサービス（以下、各種の特典を含み「サービス」といいます。）の内容を、会員の事前の了承を得ることなく、当社の裁量により随時変更することができ、会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。

【会員への通知方法】

第 3 条

当社からの通知は、当社の公式ホームページ及び会報誌等の郵便、その他当社が適切と判断する方法によりご案内した時点から、その効力が生じるものとします。

【会員】

第 4 条

会員になろうとする方は、本規約を承認の上、当社の所定の手続きにより当社に入会を申し込むものとします。

【入会の承認及び取消】

第 5 条

入会申込者は、当社による承認の後、会員としてサービスを利用することができるものとします。また当社からの承認の意思表示は、会員証の発行をもって行います。ただし、承認後に会員が下記の何れかに該当していることが判明した場合、当社は、その会員登録を抹消し、該当会員の会員資格を取り消すことが出来るものとし、その場合でも、年会費を返却しません。

(1) 入会申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合

(2) 入会申込者が実在しない場合

(3) 入会申込者が法人・団体である場合

(4) 入会申込者による入会申込が複数である場合、又は入会申込者が既に当年度の会員である場合

(5) 入会申込者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団（集团的又は常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団）及びその構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずる団体並びにこれらの構成員等を指す。）又は反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等（以下、まとめて「反社会的勢力等」という）に該当している場合

(6) 入会申込者による入会申込の目的が、いわゆるダフ屋行為（入場券等の不当な売買行為）、またはショバ屋行為（座席等の不当な占拠行為）である、若しくは入会申込者がいわゆるダフ屋行為、またはショバ屋行為をしたことがあると当社が認める場合

(7) 過去に本クラブが提供するサービスにおける会員資格を取り消されたことがある場合

(8) 過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが不適切なものであると当社が判断した場合

(9) 本クラブの年会費の決済方法として、入会申込者が指定した決済手段が無効である場合

(10) 18 歳未満の未成年者がその保護者の同意を得ずに入会した場合

(11) この規約または Bリーグ会員規約に違反した場合

(12) その他、会員として不適切であると当社が認める場合

【有効期間】

第 6 条

会員資格の有効期間は、当社が入会を認めた日（入会日）より 2026 年 6 月 30 日までとします。ただし、会員が自動更新を申し込んだ場合、有効期間満了の 1 か月前までに、当社または会員のいずれかより更新拒絶の意思表示のない限り、1 年間延長されるものとし、以後も同様とします。

【年会費等】

第 7 条

- 1 会員は、会員種別に応じて当社が別途定める年会費を支払うものとします。
- 2 会員は、年会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを利用する場合、当社が別途定める利用料金を支払うものとします。
- 3 会員は有効期間が更新された場合、更新後の年会費を支払うものとします。
- 4 会員は、年会費等を当社の定める方法により当社の定める時期までに支払うものとし、会員が指定した決済方法で決済されることに同意します。
- 5 当社は、理由の如何を問わず年会費等を会員に対して返却いたしません。
- 6 会員証再発行等の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、会員の負担といたします。
- 7 会員が当社から会員に対する送付物の送付先を日本国外に指定した場合は、会員は、送付物の郵送に必要となる費用を別途負担するものとします。

【退会】

第 8 条

- 1 会員は何時にても所定の手続きを行うことにより本クラブを退会することができ、同時にその諸権利を失うものとします。
- 2 会員資格は一身専属のものとし、当社が会員の死亡を知った時点をもって、会員から退会申出があったものとして取扱います。
- 3 当社は、会員が本規約またはBリーグ会員規約に違反した場合、会員に事前に通知することなく、退会の処分を行うことができます。
- 4 会員が有効期間の途中で退会した場合でも、年会費を会員に対して返却いたしません。

【会員証の発行及び紛失、盗難等】

第 9 条

- 1 会員証の発行の際、当社が会員毎に会員番号（以下「会員番号」といいます。）を設定します。ただし、会員が当該会員番号を選択することはできません。
- 2 会員証は、ご本人に限り利用可能とし、会員によるサービスの利用に際してご提示がない場合、サービスを受けることができないこととします。

3 会員は、会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに「川崎ブレイブサンダースファンクラブ事務局」宛に連絡するものとします。

4 前項の会員証の紛失、盗難等に伴い、会員が希望される場合、別途定める再発行手数料を当該希望者にご負担いただくことにより、当社は、会員証を再発行いたします。その際、身分証明書等会員を証明する何らかの証明書を提出願います。ただし、この場合会員番号は当該再発行前の会員番号と異なる場合がございます。

5 再発行前の会員証の利用はできません。

6 ライト会員、キッズ会員については、会員証を発行しません。

【譲渡等の禁止】

第 10 条

会員は、会員証、会員番号及びこの規約に基づく会員としての地位を第三者に対して貸与、譲渡、売買、名義変更または担保に供する等の行為はできません。

【会員個人情報の変更】

第 11 条

- 1 会員は、入会申込時に届け出た住所、電話番号、電子メールアドレス等の内容に変更がある場合、速やかにBリーグ会員マイページより当該変更の届出を当社に対して行うものとします。
- 2 ご入会申込時の届出内容及び第 1 項の変更届出に関する責任はすべて会員が負うものとし、それらが原因となり発生する情報、送付物等の不到達その他の不利益に関して、当社は一切の責任を負いません。
- 3 2 回以上にわたり送付物が会員に届かない場合、当社では、その原因が解決されるまで送付物の発送を停止いたします。

【会員の責任】

第 12 条

- 1 会員は、本サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、当社に対して何等の迷惑または損害を与えないものとします。
- 2 本サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合、又は会員と第三者の間で紛争が生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用をもって解決

するものとします。

【禁止事項】

第 13 条

当社は、会員が次の行為を行うことを禁止します。

(1) 本クラブ及びサービスの内容に関する著作権、商標権、肖像権等の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為

(2) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれがある場合

(3) 第三者になりすまして本クラブに入会する行為

(4) 他の会員になりすましてサービスを利用する行為

(5) 会員証、会員番号、入会記念品、当選はがき、会報誌等の郵便物、プレゼント商品等を第三者に譲渡する行為

(6) 当社又は第三者を誹謗中傷する行為

(7) 当社又は第三者に不利益を与える行為又はそのおそれがある行為

(8) 本クラブ及びサービスを利用して、営利を目的とした行為及びその準備を目的とした行為、本クラブの運営を妨げるような行為

(9) 第三者に対し、主催者の許可を得ることなく、チケットまたはチケット引換え時に必要な番号を転売（インターネットオークションを通じての転売を含む）その他の方法で取得させる行為または取得させることを試みる行為。但し、関係者その他これらに類する特定の関係に基づき、営利を目的とせず、かつ、業として行われない場合については、この限りでない。

(10) 前各号の他、本規約、法令又は公序良俗に違反する行為、もしくはそれらのおそれがある行為

(11) 前各号の行為を第三者に行わせる行為

【パスワード等】

第 14 条

1 会員が、会員専用のサイトを利用するには、ログイン ID 及びパスワードが必要となります。

2 ログイン ID 及びパスワードは、当該設定・発行を受けた会員のみが使用できるものとし、その使用及び管理に関し、会員が一切の責任を持つものとします。

3 当社は、ログイン ID 及びパスワードが第三者に使用されたことにより当該ログイン ID 及びパスワードの設定・発行を受けた会員及び第三者が被る損害に関し、当該会員の故意

過失の有無にかかわらず、一切の責任を負わないものとします。

4 当社は、ログイン ID 及びパスワードが第三者に使用されたことによりなされた本クラブ及びサービスの利用が、当該会員によりなされたものとみなすことができるものとし、当該会員は全ての責任を持つものとします。

5 会員は、ログイン ID 及びパスワードが第三者により使用されていることが判明した場合、直ちに「川崎ブレイブサンダースファンクラブ事務局」宛に連絡するものとし、当社からの指示がある場合にはそれに従うものとします。

【会員資格及び本サービスの利用停止等】

第 15 条

1 当社は、下記の何れかに該当する場合、会員資格及び本サービスの利用を停止する場合があります。

(1) 電話、FAX、電子メール、送付物等の手段により会員と連絡を取ることができなかった場合

(2) 第三者によりログイン ID 又はパスワードが不正に使用されている場合、またはそのおそれがあると当社が認める場合

(3) 会員資格の取消事由に該当するおそれがあると当社が認める場合

(4) この規約または Bリーグ会員規約に違反した場合

(5) その他当社が緊急性が高いと認める場合

(6) 入会申込みが取り消された場合

2 当社が前項の措置を行うことにより当該会員がサービスを利用することができず、それにより会員に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

【本クラブの終了】

第 16 条

当社は、1 ヶ月前までに会員に対して告知することにより、当社の裁量で本クラブを閉会し、会員に対するサービスの提供を中止することができます。

【本クラブの責任】

第 17 条

1 当社の責めに帰すべき事由により会員に損害が生じた場合、当社は、年会費を上限として賠償します。

2 当社は、当社の故意又は重大な過失により会員に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。

【ポイントの利用】

第 18 条

- 1 会員は、本サービスの一環として、当社が会員に付与したポイントを当社が定める方法により、当社が定める限度で、当社が定める有効期限内に限り、利用することができるものとします。但し、当社がポイントの全部または一部を利用できない旨を定めた場合には、会員は、ポイントを利用することはできないものとします。
- 2 会員がポイントを利用した場合、当該ポイントは消滅するものとします。

【ポイントの付与】

第 19 条

- a. 会員が当社所定の条件を満たした場合、ポイントが付与されます。なお、付与されるポイント数及びポイントの有効期限その他の条件は当社が定める当該年度の運用ルールに従うものとします。会員証または、Bリーグチケット内ファンクラブマイページを提示できない場合は、ポイントは付与されません。

【ポイントの譲渡等の禁止】

第 20 条

- 1 会員は、ポイントを第三者に利用させたり、第三者に対して貸与、譲渡、売買、質入等を行うことはできないものとします。
- 2 会員は、異なる会員番号に付与されたポイントを合わせて利用することはできないものとします。
- 3 会員は、ポイントを換金することはできないものとします。

【ポイントの取消】

第 21 条

当社は、会員が規約に違反した場合や不測の事態が発生した場合、会員に付与したポイントの全部または一部を取り消すことができるものとします。

【オプションコースについて】

第 22 条

- 1 川崎ブレイブサンダース ファンクラブ会員は、当社が別途

定める方法にて、申し込み、サービス利用費を支払うことで、オプションサービスを利用できるものとします。

- 2 オプションコースのサービス利用期限は、川崎ブレイブサンダース ファンクラブの会員有効期限内とします。

【会員情報の利用目的等】

第 23 条

- 1 当社は、会員の個人情報を以下の目的で利用することができるものとします。

- a. 本サービスの提供のため
- b. 当社及び第三者の商品等の販売、販売の勧誘、発送、サービス提供のため
- c. 当社及び第三者の商品等の広告または宣伝（ダイレクトメールの送付、電子メールの送信を含む。）のため
- d. 料金請求、課金計算のため
- e. 本人確認、認証サービスのため
- f. アフターサービス、問い合わせ、苦情対応のため
- g. アンケートの実施のため
- h. 懸賞、キャンペーンの実施のため
- i. アフィリエイト、ポイントサービスの提供のため
- j. マーケティングデータの調査、統計、分析のため
- k. 決済サービス、物流サービスの提供のため
- l. 新サービス、新機能の開発のため
- m. システムの維持、不具合対応のため

- 2 当社は、会員に対し、当社又は第三者の広告又は宣伝等のために電子メールその他の広告宣伝物を送信することができるものとします。

- 3 当社は、この規約に定めるほか、会員の個人情報は当社の個人情報保護方針に従い取り扱います。

- 4 本条の定めは会員資格の有効期間の満了後又は終了後も有効に存続するものとします。

【個人情報の第三者提供】

第 24 条

当社は、以下に定める場合には、会員の個人情報を第三者に提供することができるものとします。

- a. 会員の同意がある場合
- b. 裁判所、検察庁、警察、税務署、弁護士会またはこれらに準じた権限を有する機関から開示を求められた場合
- c. 会員が当社に対し支払うべき料金その他の金員の決済を行うために、金融機関、クレジットカード会社、回収代行業

者その他の決済またはその代行を行う事業者に開示する場合

d. 当社が行う業務の全部または一部を第三者に委託する場合

e. 当社の権利行使に必要な場合

f. 合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に、事業を承継する者に対して開示する場合

g. 個人情報保護法その他の法令により認められた場合

【準拠法】

第 25 条

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

【専属的合意管轄裁判所】

第 26 条

当社及び会員は、当社と会員との間で本規約、本クラブ及びサービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、横浜地方裁判所川崎支部を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第 27 条

この規約についてのお問合せ、又この規約に基づく通知は下記までお願いします。

<https://kawasaki-bravethunders.com/inquiry/>

附則

この規約は、2025 年 7 月 1 日から施行します。